

# 盛岡市立高等学校 いじめ防止基本方針

(令和5年4月)

## I 「いじめの防止」等のための基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめ問題は、本校においても最重要課題の一つである。情報化の進展により、日常的に生徒が使用し広く普及しているインターネットやSNS等を介した弱者へのからかいや暴力的な表現からいじめがより複雑化している。いじめから多くの生徒を救うために、生徒に寄り添う教員一人一人が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどこでも誰にでもおこりうる」という認識をもって指導に当たる必要がある。決して一人の教員が抱え込むことがなく、学校が一丸となって組織的に対応することが不可欠である。

平成29年9月に改定された「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて、校長を中心として組織的に対応できる体制を整備し、いじめの未然防止を基本とし、全職員共通認識のもと早期発見・早期対応に取り組むこととする。

### 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第二条第1項より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（以下同じ）

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、「絶対に許さない」の認識の下、その周辺的雰囲気の喚起を醸成することに努める。
- (2) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (3) いじめは、いかなる理由があっても許されるものではない。
- (4) 嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら加害者にも被害者にもなりうるので、いじめた側といじめられた側の両者のみならず、それを取り巻く集団等に適切な指導が必要となる。
- (5) いじめは学級、部活動等の所属集団の閉塞性や周辺で暗黙の了解をしている傍観者の存在にも注意しながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作ることが重要である。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たすことで、根絶すべく取り組む問題である。

### 4 いじめの解消

- (1) いじめが止んでいる状態が、3ヶ月以上継続していること。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

## II いじめの防止のための基本的な取組み

### 1 学校の組織

- (1) いじめ防止を進めるために、「学校いじめ対策委員会」を設置する。
  - ア 構成員 校長、副校長、生徒指導主事、教育相談主任、該当学年主任、養護教諭
  - イ 校長は、必要に応じて、担任、部顧問等の関係する教職員や、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、外部専門家等の出席を求めることができる。

## (2) 役割

- ア いじめの相談・通報の役割
- イ 情報の収集・記録・共有の役割
- ウ いじめか否かの判断の役割
- エ 指導の体制・対応方針の決定及び保護者との連携の役割
- オ いじめ防止基本方針の点検と見直しを行う役割

## (3) 取組内容

- ア 道徳教育の全体計画を立案する。
- イ いじめに関わる研修会の計画を立案し、実施する。
- ウ アンケートを実施して生徒の状況把握に努め、その結果を報告する。
- エ 関係職員で共通認識を図る。
- オ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動を支援する。
- カ いじめ事案が発生した場合には緊急に開催する。
- キ いじめ事案の発生時には、関係機関等と連携し全職員の連携のもと事態収束まで対応する。

## (4) 開催時期

- ア いじめの発見・通報を受けた場合速やかに開き、事態収束まで対応する。
- イ いじめアンケート実施後に開き、情報共有と事態への対応にあたる。

## 2 教職員の指導

- (1) 生徒一人一人が自己肯定感や自尊心を育てられるような活躍の場、認められる場を提供する。
- (2) 学校・学年・学級・部活動等のすべての生徒の居場所となり、安心・安全に生活できるように保障する。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いが認めあえるような心の通う人間関係を構築できるように道徳教育や体験活動等を充実させる。
- (4) わかりやすい授業を開設し、基礎基本的な事項を定着させることで学習に対する達成感や成就感をもたらせる。
- (5) 保護者や地域住民団体と連携を図りながら、生徒会とともにいじめを防止する活動の重要性の理解を深め、活動を積極的に進める。
- (6) 学級活動や生徒会活動の場において、自己や他者の命はかけがえのないものであること、思いやりの心をもつこと、そして多様な考え方や行動を尊重しながらも合意形成していくことの大切さを、計画的にタイミングを見計らって指導する。

## 3 生徒の活動

- (1) 一人ひとりが活動・活躍する場がある生徒会行事を企画し、好ましい人間関係を作りながら各種行事に積極的に取り組む。
- (2) いじめ問題をテーマとした討議の場（HR等）を設け、全校生徒で考える機会を持つ。
- (3) 人権啓発、いじめ撲滅等各種イベントに参加する。

## 4 家庭・地域の連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載し、広報活動に努める。
- (2) PTA の各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明する。
- (3) 保護者アンケート等を通じ、保護者の意見を集めるとともに啓発活動を推進する。
- (4) 学校評議員会の場を通じ、地域の意見を集約する。

## 5 教職員研修の充実

- (1) いじめ問題に関わる校内研修会を年2回実施する。
- (2) 定期的に職員会議等（学年会）を開催し情報の共有化を図る。
- (3) 学校評価の項目に位置づけ、いじめ防止等の取組の達成目標を設定し、達成状況を評価する。

### **III いじめの早期発見のための取り組み**

#### 1 早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と生徒の信頼関係を構築する。
- (2) 授業や学級活動を通して、生徒の表情の変化や行動の変化を把握したり、何気ない会話を通して情報を収集したりするなどして、日常的に教職員で情報を共有する。
- (3) 部活動、休憩時間、清掃時間、放課後など、生徒の様子に目を配る努力をする。  
いじめの発見・相談を認識した場合は、速やかに組織的に対応し情報の共有を図る。また、いじめの兆候があると判断した際には、速やかに情報の共有を図り、スピード感をもって予防的介入をする。
- (4) P T Aの様々な会議の場を通して、情報を収集する。

#### 2 アンケート等の実施

- (1) 生徒を対象にしたアンケート調査 … (年4回 定期考查後：いじめアンケート)
- (2) 保護者を対象とした調査 … (年2回 7・12月：三者面談及び学校評価アンケート)

#### 3 相談窓口の紹介

- 日常のいじめ相談 (生徒および保護者) … 全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用 … 教育相談課、養護教諭
- 市町村設置の相談窓口  
岩手県教育委員会「24時間いじめ相談電話」 019-623-7830 ※24時間対応  
岩手県教育委員会「メール相談」 fureai@pref.iwate.jp

### **IV いじめの問題に対する早期対応**

#### 1 発見・通報を受けた場合

- (1) 速やかに「いじめ対策委員会」を開き、問題の把握に努め、今後の対応策を講じ、調査のための役割分担等を確認し問題の解決にあたる。
- (2) 対象生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を密に行い、事実確認をする。
- (3) いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (4) 事案が警察への通報を要するものであるか判断する。
- (5) 相互の生徒や保護者への継続的な指導助言を行う。また、場合によっては別室等での学習など必要な措置を行う。
- (6) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、生徒に懲戒を加える。

#### 2 いじめが起きた集団への対応

- (1) 対象生徒が所属する集団に対し、緊急の集会を開催し、問題点を考えさせる。
- (2) 対象生徒が所属する学年または全校に対し、いじめは人権問題であることを確認させる。
- (3) 互いに尊重しあえる集団を目指し、教職員全体で支援する。

#### 3 警察との連携

いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と連携し対処する。

#### 4 ネットいじめの対応

- (1) インターネット等でのいじめを発見又は通報を受けた場合には、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開き、情報を共有するとともに、被害の拡散を防止するために、県教育委員会（市教育委員会）と連携をとりながら、情報の保全と拡散防止を求めるなどの対応を迅速に行う。
- (2) 生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、すぐに警察署に通報し、適切な指導を仰ぐ。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

(1) いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。具体的には、以下の場合が想定される。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

### 2 重大事態の報告

(1) 重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告し、調査にあたる。

(2) 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない、重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、速やかに市教育委員会（県教委）へ報告する。

### 3 重大事態の調査

(1) 事実関係を明らかにするために「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員で調査する。

(2) 重大事態に至る要因となった行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒間の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にすること。

(3) 重大事態の性質によっては調査の際に、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な方法で情報提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。

(5) いじめを受けた生徒及び保護者の意向に配慮した上で、保護者説明会等により、調査対象となつたすべての生徒の保護者に説明する機会を設け、解決に向けて協力を依頼する。

(6) 「学校いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

《令和5年度 いじめ対策年間計画》

月	防止対策	早期発見	会議等
4月	HR・学年づくり（諸行事） 新入生グループアプローチ	S C来校 3学年 P T A	年度始職員会議（生徒把握）
5月	情報モラル講習会 P T A連携（P T A総会）	S C来校	
6月	HR・学年づくり (クラスマッチ) 地域連携（学校評議員会①）	S C来校 いじめアンケート①（全学年） Q U	教職員研修① 学年成績会議・ 全体成績会議（生徒把握） 学校いじめ対策委員会
7月		S C来校 三者面談・学校評価アンケート①	
8月	HR・学年づくり (桜窓祭)	S C来校 心とからだの健康観察（全学年）	
9月		いじめアンケート②（全学年） S C来校	学年成績会議・ 全体成績会議（生徒把握） 学校いじめ対策委員会
10月		S C来校 1学年 P T A・2学年 P T A	
11月	地域連携（学校へ行こう週間）	S C来校 いじめアンケート③（全学年） 「いじめ」（携帯電話等）に関する 実態調査（全学年/市教委）	学年成績会議（生徒把握） 学校いじめ対策委員会
12月	(2年修学旅行)	S C来校 三者面談・学校評価アンケート②	全体成績会議（生徒把握）
1月		S C来校	教職員研修②
2月	地域連携（学校評議員会②）	いじめアンケート④（1・2学年） S C来校	学年成績会議（生徒把握） 学校いじめ対策委員会
3月			進級認定会議（生徒把握）